

子ども・子育て事業計画の計画

見直しについての国の指針

■見直し作業を行う理由

市町村の子ども・子育て支援事業計画（以下、「事業計画」という。）については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号。以下「基本指針」という。）において、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。（中略）なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。」こととなっている。

そのため、中間年である平成 29 年度において事業計画の見直し作業を行い、認定区分ごとの量の見込みが事業計画策定時と実際の実績値において、大きくかい離している場合は今後の計画の数字を見直し、現状に即した計画に修正する。

1 教育・保育施設の充実について

●見直す場合の基準

実績値（支給認定の数）が、計画した量の見込み量（ニーズ量）と大きくかい離している場合について見直すこととなっている。ニーズ量がかい離していない場合には、見直す必要はない。

【かい離していると判断する基準】

$$\text{実績値} \div \text{ニーズ量} = 90\% \text{以下} \quad \text{又は} \quad 110\% \text{以上}$$

その他、ニーズ量は計画通りであるが、下記の理由によって見直しを行うことは、差し支えないとなっている。

- ①待機児童が発生することが見込まれる。
- ②年度ごとの目標値を超えて整備した年度がある。
- ③女性の就業率上昇により、実績値がニーズ量を上回っている（100%以上 110%未満）。

●実績値に関する考え方

【1号認定子ども】

認定者数には、新制度に移行していない幼稚園の利用者人数も含めて実績値とする。

⇒ ニーズ量には、新制度に移行していない幼稚園の利用人数も含んでいるため。

【2・3号認定子ども】

認定者数には、認可外施設の利用者も含めて実績値とする。

⇒ 確保方策に認可外施設の数も含んで事業計画を立てているため。

●見直す場合の方法

1. 見直し手順

①推計児童数の再計算

②直近（28年度）の児童数に占める支給認定こどもの割合 → 支給認定割合

③下記の「計算式」に基づき計算

2. 支給認定割合の補正

以下の考え方を踏まえて、支給認定割合に補正をかけることを考える。

①女性の就業増加に伴って、幼稚園利用希望者が保育所等の利用希望に変わっている。

②乖離が生じている理由が、就労及び求職活動と育児休業の場合。

③乖離が生じている理由が、妊娠・出産などの個々人の理由でも、継続的にある場合。

④平成34年度末までに、女性の就業率80%に対応する受け皿の用意。

※④の就業率80%の内、1・2歳の保育所等の利用率は平均60%程度の前提。

【計算式】

補正後の推計児童数 × 支給認定割合 = 見直し後の量の見込み

2 地域子ども・子育て支援事業について

●見直す場合の考え方について

実績値の分析によって、必要ならば見直しを行う。その際に見直しを行う観点は、以下のとおりである。

①利用者支援事業について、保護者の意向を丁寧に確認し、潜在的な保育ニーズを適切に把握するためには保育コンシェルジュの活用が重要であることを踏まえる。

②放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブについては、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえる。

③一時預かり事業（幼稚園在園児）について、一時預かりを行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭類型の割合、専業主婦（主夫）家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえる。

④延長保育及び病児・病後児保育事業について、保育所等の整備量の拡大を考慮する。

⑤上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らして判断する。